

第26回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年9月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 分室1-2階 第1会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
6番	飯野	文夫	7番	坂卷	洋行
8番	石井	マサ子	9番	岡田	英夫
10番	寺島	和彦	11番	村越	等
12番	橋本	英介	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中14名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	25番	濱嶋	静
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫
28番	飯田	利明	29番	石井	一美
30番	砂川	晴彦	31番	坂卷	儀治

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

5番	成嶋	君美	13番	谷田貝	和代
24番	関根	勝敏			

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 山 本 雅 代

副主幹 柿崎祐一

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第26回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中14名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

大宮茂男委員，飯野文夫委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，御了承願ひます。

今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長よろしくお願ひいたします。

岡田委員長 農地第２調査会は，去る９月４日，５日，令和５年度第６回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条４件，第５条５件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和５年４月下旬に開催された第２２回総会の議案第１号の３件，議案第２号の２件及び議案第３号の１件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

１番について調査結果の報告を，岡田委員長お願ひいたします。

岡田委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、2ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が経営農地を拡大するため、また、●●の譲渡人は経営農地を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、若白毛の畑●●筆、計●●㎡で、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 2番について、御報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、柏市及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合での公共事業により、農地を含めた土地を買収されたことにより、耕作地の減少を補うための代替農地とするものです。

申請地は、藤ヶ谷の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 3番について、御報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が、譲渡人である●●より、●●として譲受人から取得した農地が不要になったことにより、以前の地権者に買取りを依頼したものであり、譲受人は申請地の隣地を所有していることにより、一体的な使用ができるとして、申請に至ったものです。

申請地は、松ヶ崎の田●●筆、計●●㎡で、観賞用作物として、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

これ、買収したときに、買ったときに地目というのは変わってなかったってことでしょうか。

岡田委員長 はい。変わっておりませんでした。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、賃借権による、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、篠籠田の田●●筆、計●●㎡です。

市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内●●で●●、●●経営しておりますが、現状使用している車両置場が手狭となり、近隣に新たな車両置場として利用できる場所を探していました。

計画内容として、敷地内で整地を行い、●●mの砕石を敷設し、土砂流失等を防ぐため、のり面処理を行います。一部は既存ブロック、単管柵を利用します。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、土地の境界については、のり面処理を行い、雨水等を周囲に流出させないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 2番について、御報告します。

調査会資料は、18ページからになります。

本件は、賃借権による、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、船戸山高野の畑●●筆、●●㎡です。

申請地は、農用地区、第1種農地に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでいますが、区画整理により、現事業所及び駐車場が削減されてしまうため、事業所の移転とは別に、従業員駐車場として、既に大型車両を置いている近隣の当該地を転用申請したものです。

当該用地は登記上、山林ですが、畑として農家台帳に登録されていたことにより、要転用手続きとなりました。

計画内容は、まず外構工事を行い、周囲の被害防除対策をして後、●●mの砂利敷きとします。区画はトラロープで行い、単管パイプで車止めをします。また周囲は単管オレンジネットで囲います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、土留め、外構工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。

また、出入口部分はアスファルト及びコンクリート舗装とし、砂利の飛散を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 3番について、御報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、公共事業による代替地として、売買による、宅地延長への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●●筆、●●㎡です。

農用地区、第1種農地に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人の土地の一部が、柏市が行う道路拡幅工事の計画にかかり、道路境界から最大5.6m宅地側に影響し、道路への出入り、所有車両の往来が困難になることから、譲受人宅の隣地の畑を代替地として宅地延長に転用するものです。

計画内容は、重機で転圧し、整地します。なお、農地との境界には大谷石を設置し、土砂流出を防ぎますが、隣地の農地も、農地法第3条申請により、譲受人が所有する予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、污水雑排水の排出はありません。工事中は監視員を配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 これは道路が広がるってことでしょうか。

岡田委員長 はい。拡幅工事の関係です。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 4番について、御報告します。

調査会資料は、30ページからになります。

本件は、賃貸借による、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、増尾の田●●筆、●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で外構工事、造園業を営む個人事業主です。

このたび、業務拡大により、増尾地区に資材置場用地を求めていましたが、譲渡人の承諾を得たため、申請に至ったものです。

計画内容は、重機により整地し、厚さ●●mで砕石を敷きます。周辺には高さ●●mのフェンスを設置します。なお土砂等の搬出入はありません。

整備後は、資材として、コンパネを敷いた上に砕石●●t、ブロック●●個、車両としてダンプ、ユニック、ショベルカーを各●●台、従業員車両●●台を置く予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲にフェンス●●m、ブロックを設置し土砂等の流失の防除及び防犯対策とします。また、入口は施錠を行い防犯対策とします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事

務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 これ入り口、鍵で施錠するのはいいのですが、トラロープで大丈夫でしょうか。

岡田委員長 面接のときに、防犯の心配は質問しました。徐々に防犯カメラ等をつけていく予定ではあるとの話でした。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 場内は碎石●●m敷きということなんですけども、出入口の碎石が道路に出ることについての対策はどうでしょうか。

岡田委員長 その都度掃除するそうです。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
調査結果の報告を、岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番について、御報告します。
調査会資料は、36ページからになります。
本件は、●●在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市
へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の
申請です。
申請地は大室●●の畑●●筆、合計●●㎡です。
申請理由は、主たる従事者である申出者が故障し、当該生産緑地を
これ以上維持管理していくことが困難になったためです。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、
第2調査会としては、承認相当と判断しました。
以上です。

議長 御苦労さまでした。
調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

大宮委員 故障とはどのような内容でしょうか。

岡田委員長 脳梗塞と高血圧です。

大宮委員 はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 申請者の他に農業をやる人はいないってことですか。

岡田委員長 息子さんが，残った農地は管理するそうです。

村越委員 まだ残ってる，農地は残ってるんですね。

岡田委員長 はい。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番から第2番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●●筆、弁天下の畑●●筆、布施下の畑●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、その1を承認いたします。

す。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 議案第4号その2につきましては、●●委員に農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第9番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人が戸張の田●●筆、戸張新田の田●●筆、大井の田●●筆、大井新田の田●●筆、水道橋の田●●筆、若白毛の田●●筆、泉の田●●筆、千間橋の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第10番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人が泉の田●●筆、泉村新田の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第11番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に在住の農業者が泉の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定す

るもので、設定期間は●●年です。

計画番号第12番は、●●に在住の農業者が酒井根の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第13番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に在住の農業者が増尾の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その3を承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

10月2日月曜日、3日火曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時からです。場所は、2日が分庁舎2の2階、第1・2会議室で、3日がラコルタ柏の2階、福社会議室です。

担当は、農地第3調査会です。

10月6日金曜日が総会で、午後2時から、場所は分室1の2階第1会議室でございます。

これをもちまして、第26回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時55分閉会)